

林業公社分収造林契約地の森林所有者 様 （各位）

公益社団法人島根県林業公社

### 林業公社分収造林契約地での土地使用等について

平素から、公社造林事業につきまして格別のご理解をいただいておりますこと厚くお礼申し上げます。

さて、公社造林地は、ほぼ全ての事業地において造林補助事業を活用して整備しております。

この造林補助事業を活用して整備した場合、森林整備を行ってから5年間は他の用途に供することが制限されており、やむを得ず転用する場合には農林水産大臣の承認を得なければならないこととなっております。

しかし、近年、分収造林契約当時の所有者が世代交代されたこと等により、当該森林が公社造林地であること、他用途への転用に制限があることの認識がないまま、土地所有者が公社と協議をせずに承諾され、他用途への転用が進められるという案件が発生しております。

つきましては、土地所有者として、公社造林地には他用途への転用に制約があることをご認識いただき、他用途への転用が必要となった場合は必ず事前に公社若しくは市町の林業担当課にご連絡いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、公社契約地において相続があった場合は、分収造林契約条項の「相続があった場合の処置」により、相続人自らが申し出ることとなっておりますので、これについても、公社若しくは市町の林業担当課に連絡をお願いします。